

令和6年能登半島地震に係る災害廃棄物の受入れについて

本年1月に発生した能登半島地震により被害を受けた石川県内において、今後公費解体の増加に伴う災害廃棄物の増加が見込まれることから、「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」に基づき、環境省から三重県を通じて亀山市への災害廃棄物「可燃ごみ」の受入準備要請を受け、環境省及び搬入自治体と協議が整いましたので、下記の基準で受け入れます。

記

1. 搬入自治体：石川県輪島市、珠洲市
(能登町、穴水町、七尾市及び志賀町も追加となる可能性有)
2. 受入対象物：公費解体に伴う可燃物（木くずを含む。）
*石綿は被災自治体で事前調査しており、石綿含有は受入不可とする。
*可燃物は現地仮置き場で破碎、磁選除去及び目視による異物除去を行い、木くずについては、長いもので概ね30cm及び厚み5cm程度で搬入予定。
3. 受入場所：亀山市総合環境センター
4. 受入可能量：最大10t/日
(受入量については、搬入計画に基づく。)
5. 受入期間：令和6年10月1日から令和8年3月まで（予定）
(ただし、7月及び2月の全炉停止期間及び年末年始を除く。)
6. 受入時間：平日の午後1時から4時30分まで
7. 処理費用：1tにつき20,000円（税込）
8. 搬入車両：10tダンプ（積載量5t程度/台）
9. 搬入ルート：亀山IC — 国道1号線 — 亀山市総合環境センター

搬入ルート

